

令和 6(2024)年度
学術の社会的連携・協力の推進事業
公募要領

令和 5 年 8 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 「学術の社会的連携・協力の推進事業」の趣旨

(1) 背景

独立行政法人日本学術振興会(以下「本会」という。)は、学術の振興を目的とする我が国の中核的な機関として、科学技術基本計画などの国の学術振興に関する方針を踏まえ、学術研究への助成、研究者養成のための支援、学術に関する国際交流の促進とともに「学術の社会的連携・協力の推進事業」(以下「本事業」という。)を行っています。

これまで長年にわたり、本会は本事業等の発展に協力する日本学術振興会協力会と連携しテーマ別「産学協力研究委員会」を設定してきました。これにより、学界と産業界の第一線の研究者等からの発意に基づくボトムアップ事業を推進し、緊密な連携のもとに基礎研究、応用研究及び開発研究に関する自由でインフォーマルな研究発表、情報交換などを行える産学協力の場を提供してまいりました。

しかしながら、産学協力研究委員会数の増加とそれに伴う関連業務の増大等により、本事業の持続的・安定的な運営に支障を来し始めておりました。そのため、本会では令和元年度から新たな事業運営のあり方等に係る検討を行い、令和2年度より再整理を行った本事業の意義・目的に基づく新たな運営方針の下で「産学協力委員会」(以下「委員会」という。)を設定し事業を運営しています。

(2) 本事業の意義・目的

組織や研究分野の垣根を越えた学術研究に基づくシーズと現代社会からのニーズの融合をもって、我が国の研究力向上に貢献していくため、学界と産業界の連携が必要でありながらも十分ではない研究領域、研究態様などについて、それぞれのセクターの第一線の研究者等からの発意により産学協力の場を新たに構築し、新たな研究^(*)の方向性を検討の上産学共同研究等につなげていく。

*:ここでいう研究は、基礎研究、応用研究、開発研究という研究の指向性や段階を問うものではありません

※意義・目的に関する補足説明

① 「組織や研究分野の垣根を越えた」

- ・ 一つの大学や企業等における産学連携活動及び学協会等の既設組織が存在する研究分野は対象としません。
- ・ 前述の産学連携活動とは一線を画し、複数の企業と多様な研究者等により行う産学協力の場(フォーラム)としての独自の役割を担い、かつ、分野横断型又は分野として確立していない研究分野を対象として想定しています。

② 「学術研究に基づくシーズと現代社会からのニーズの融合」

- ・ 大学等研究機関における学術研究のみによる活動又は社会の課題解決等に向けた取組のみによる活動は対象としません。
- ・ 学術研究に基づくシーズと現代社会からのニーズの融合(マッチング)に向けた活動を対象として想定しています。

- ③ 「我が国の研究力向上に貢献」
 - ・ 研究の指向性や段階を問わず、我が国全体の研究力向上への貢献を目指す活動を対象として想定しています。
- ④ 「学界と産業界の連携が必要でありながらも十分ではない研究領域、研究態様など」
 - ・ 産学連携の必要性に乏しい研究領域等及び産学連携の必要性は高いが既に研究の深化や実施体制の構築が十分になされている研究領域等は対象としません。
 - ・ 産学連携の必要性が高く、かつ、研究の新規性を有する研究領域等に取り組む活動であり、その活動を加速させることで、より早くより質の高い産学共同研究等が期待できるものを対象として想定しています。
- ⑤ 「第一線の研究者等からの発意により産学協力の場を新たに構築」
 - ・ 政策等のトップダウンにより構築された組織、研究グループは対象としません。
 - ・ 複数の研究者及び民間の産業人等が自主的に集まりボトムアップにより構築されたフォーラムであるものを新たな対象として想定しています。また、委員会として設定された場合、当該フォーラムで行われる活動内容については、フォーラムの参加者が責任を負うものとし、その結果の責任も同時に負うものとしします。
- ⑥ 「新たな研究(*)の方向性を検証の上産学共同研究等につなげていく」
 - ・ 委員会活動の結果、新たな産学共同研究の開始や学協会等の設立など、何らかの波及効果が期待できる活動を対象として想定しています。

(3) 委員会の活動

本事業における委員会の活動として、以下に示す要素を複数含むことが望ましいものとします。

- (ア) 学界から産業界に対する新たな課題解決の提案(社会情勢等から早晚問題となり得るような事項を含む)。
- (イ) 産業界の複数の業種が共有する問題意識への取り組みを想定した学界への学術研究実施の提案。ただし、その提案内容が学術研究の発展上も重要であることを要件とする。
- (ウ) 学界および産業界から提案される協調領域の設計の検討(新たな切り口からの産学連携活動の提案)。
- (エ) 社会実装を見据えた委員会メンバー内で行う戦略的研究課題の検討。

※上記(ア)(イ)(ウ)(エ)の要素間に優劣はありません。

(4) 委員会の活動手法と責任

- ① 委員会として設定された場合には、本事業の意義・目的を踏まえ、学界と産業界が連携し、新たな研究の方向性を検討していただきます。検討手法としては、委員会メンバー内における検討会議、研究会、情報交換等によるものとしします。
- ② 前述①の活動については、「※意義・目的に関する補足説明⑤」で述べているように、「当該フォーラムで行われる活動内容については、フォーラムの参加者が責任を負うも

のとし、その結果の責任も同時に負うものを対象として想定」しています。このことは、本事業がボトムアップによる自由な活動を担保していくことを前提としていることから、明示しているものです。

よって、委員会における活動(会議・研究会等の開催やその過程における検討結果の発信など全ての活動)は、当該委員会メンバーの責任において実施していただくこととなりますので、十分御留意ください。

(5) 委員会の名称

本事業で設定が認められた委員会は、「日本学術振興会〇〇□□委員会(**)」の名称の使用を認めます。

** : □□には委員会が決める活動内容等が分かる名称、〇〇には本会が定める番号が入ります。

(6) 委員会の活動に対して本会が支援する具体的な業務内容

本事業で設定が認められた委員会は、本会が委員会活動における業務の一部を支援いたします。具体的な業務内容は、以下のとおりです。

① 会議・研究会等に関すること

- ア. 委員会が単独で開催する会議・研究会等における会議費の支出業務
- イ. 会議・研究会等の開催に必要な印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、業務委託費の支出業務
- ウ. 会議・研究会等に参加する講演者への謝金、会議・研究会等の開催を一時的に補助する会員以外の者への謝金の支出業務
- エ. 会議・研究会等に参加するための移動交通費等の支出業務

② その他委員会運営に関すること

- オ. 委員会が管理、運営するホームページ諸経費支出業務
- カ. 委員会運営の事務補助を行う者への謝金支出業務
- キ. 移動交通費等や謝金の支出額の情報提供業務

2. 公募対象

(1) 本事業に応募できるのは、以下の要件を全て満たす組織とします。

- 1) 日本学術振興会協力会会則第5条第1号に定める法人会員になろうとする企業に属する者及び同第2号に定める個人会員になろうとする者(以下「設立発起人」という。)10名以上で構成されていること。

日本学術振興会協力会会則(抄)

第3条 本会は、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)の行う学術の社会的連携・協力の推進事業、その他の事業の発展に協力することを目的とする。

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 法人会員 以下のすべての要件を満たした法人を法人会員とする。

(ア) 本会の目的に賛同すること

(イ) 参加する産学協力委員会(振興会が設定したものに限り。以下「委員会」という。)が入会を認めること

(ウ) 参加する委員会が定めた会費年額を収めること

(2) 個人会員 以下のすべての要件を満たした者を個人会員とする。

(ア) 本会の目的に賛同すること

(イ) 大学、高等専門学校、大学共同利用機関若しくは国等の試験研究機関で雇用され研究活動を行っていること、又はその経験を有すること

(ウ) 本事業において学術研究に関するシーズを提供できること

(エ) 参加する委員会が入会を認めること

2 会費については別に定める。

2) 設立発起人代表が委員長となり、委員会の管理及び運営(***)の責任を負うこと。

***: 委員長の責務

3) 組織の管理及び運営に必要となる内規等の案を有していること。

- ① 委員会の運営に関する総務(管理体制の構築、各種コンプライアンスの徹底)
- ② 会議・研究会等の運営
- ③ 本会との連絡調整
- ④ 本会が構築する業務システム(産学 Web システム)を用いた会員管理
- ⑤ 会費の把握(年度途中で参加する法人会員の会費に関する連絡調整を含む)

(2) 応募する活動が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、「7. (2) 1) 形式上の確認」のとおり、審査対象から除外されることがあります。また、除外されなかった場合であっても審査の過程において考慮します。

- ① 研究助成
- ② 褒賞・顕彰
- ③ 学会等の誘致
- ④ その他、学協会の活動の代替と見られる活動

3. 設定する委員会数

6委員会程度

4. 設定期間

令和6(2024)年4月1日(予定)～令和11(2029)年3月31日

※設定期間満了日(又は「8.(2)遵守事項に違反した場合の措置等」に掲げる設定取消日)をもって、委員会は独立した運営へ移行するか、解散することになります。

※事業資金の使用は設定期間内に限ります。

5. 経費等

(1)財源

委員会の活動に必要な財源は法人会員が支払う会費によることとし、日本学術振興会協力会(以下「協力会」という。)の会費収入額のうち、100分の85以内の金額で委員会を運営していただきます。

(2)支出可能範囲

本事業において、経費として支出できる範囲は、以下のとおりです。なお、下記の支出可能範囲の詳細については、設定が認められた委員会に連絡します。

- ① 消耗品費:会議・研究会等の実施に必要な消耗品を購入する経費
- ② 謝金:講演者への講演謝金、会議・研究会等の開催を一時的に補助する会員以外の者への謝金、委員会運営の事務補助を行う者への謝金
- ③ 移動交通費等:会議・研究会等に参加する会員及び講演者に対する交通費、日当、宿泊費及び旅行雑費
- ④ 業務委託費:会議・研究会等の開催に必要な業務請負等に係る経費
- ⑤ 印刷製本費:会議・研究会等の開催に必要な書類作成のための印刷代
- ⑥ 会議費:会議・研究会等会場の借料、会議・研究会等に伴う飲食代(アルコール類は除く)
- ⑦ 通信運搬費:電話料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料 等
- ⑧ その他:やむを得ない事情により本会が必要と認めた経費

(3)経理処理の流れ

本事業における経理処理は「独立行政法人日本学術振興会学術の社会的連携・協力の推進事業に係るルール」によるものとします。6.(3)の申請者には参考として令和3年8月1日(改訂版)を事前に送付します。

6. 委員会設定構想調書の作成、公募期間等

(1) 委員会設定構想調書の作成

- ・応募にあたっては別添の「委員会設定構想調書」を作成する必要があります。
- ・委員会設定構想調書は、「委員会設定構想調書に関する作成要領」の指示に従って作成してください。
- ・委員会設定構想調書「3. 参加予定会員数」及び「4. 参加予定の会員名簿」について、設定開始時点で委員会設定構想調書に記載された内容からの変更が2割以上行われた場合には形式要件に抵触する等により設定を取り消すことがありますので御留意ください。
- ・「委員会設定構想調書」の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で設立発起人代表者の責任において判断してください。

(2) 公募期間

令和5年8月14日(月)～令和5年10月13日(金) 17:00(厳守)

(3) 委員会設定構想調書の提出方法

本会が指定するファイル配信サービス URL (以下「ストレージ」という。) へ、提出期間内に委員会設定構想調書をアップロードしてください。ストレージにファイルをアップロードするには、URL の情報とパスワードが必要なため、令和5年8月14日(月)～令和5年9月29日(金)までに、「10. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に、設立発起人代表者の氏名、構想委員会名、連絡先のメールアドレスをご連絡ください。お送りいただいたメールアドレス宛に URL の情報とパスワードを送信いたします。

7. 令和6年度から開始する委員会の選定に係る審査方法等

(1) 選定等

委員会の審査及び決定は、1. (2) に掲げる本事業の意義・目的に照らし、本会が設置する産学協力総合研究連絡会議の審査結果に基づき本会が決定します。審査は非公開で行われ、提出された委員会設定構想調書は返却しません。

(2) 審査方法

1) 形式上の確認

提出された委員会設定構想調書は、要件を満たしていない、又は要件違反がある場合は、審査対象から除外されることがあります。

2) 個別書面審査

産学協力総合研究連絡会議の委員による書面審査を実施します。

3) 合議審査

書面審査の結果を踏まえ、産学協力総合研究連絡会議で合議により候補を選定します。

(3) 審査に当たっての要件と観点

1) 本事業における意義・目的を踏まえた委員会の運営に関する要件

【活動に関する要件】

「1. (3) 委員会の活動」に記載の要素を含む活動が計画されていること。

【形式要件】

1. 委員会の規模

1-1 法人会員 5 社以上が望ましい。ただし、日本標準産業分類小分類に定める 2 種類以上の業種が参加していること。

1-2 法人会員数(法人数)に対する個人会員数が 2 倍以下であることが望ましい。

2. 参画予定の会員の状況

2-1 設定時点で、45 歳未満の個人会員が全個人会員の 2 割以上が望ましい。

3. 活動状況

3-1 会員全員を対象とする会議・研究会等の開催計画数(委員会の運営に関する会議を除き、かつ委員会メンバー内に閉じた開催に関するもの)はオンライン形式の会議を含め、毎年度 4 回以上とすることが望ましい。

【その他の要件】

- ① 研究助成ではないこと。
- ② 褒賞・顕彰ではないこと。
- ③ 学会等の誘致ではないこと。
- ④ その他、学協会の活動の代替と見られる活動ではないこと。
- ⑤ 提案した活動内容を実施するための適正な会費確保の見通しがあること。

2) 審査の観点

I 本事業の意義・目的との「整合性」の観点

提案が本事業の意義・目的と整合するものであるか。

※意義・目的の要素(1~2 頁参照)

- ① 「組織や研究分野の垣根を越えた」
- ② 「学術研究に基づくシーズと現代社会からのニーズの融合」
- ③ 「我が国の研究力向上に貢献」
- ④ 「学界と産業界の連携が必要でありながらも十分ではない研究領域、研究態様など」
- ⑤ 「第一線の研究者等からの発意により産学協力の場を新たに構築」
- ⑥ 「新たな研究の方向性を検証の上産学共同研究等につなげていく」

II 提案内容についての観点

- ①「重要性」:提案が本事業の意義・目的に照らして、他の提案より優先して設定すべき重要なものであるか。
- ②「新規性」:提案に新規性があるか。
- ③「実現可能性・具体性」:提案が現実的かつ具体的で、5年間の設定期間内に成果が得られるか。
- ④「要素適合性」:選択した「1. (3) 委員会の活動」の要素に適した内容となっているか。

(4)利害関係者の排除

審査の過程において、利害関係者は排除します。

(5)秘密保持

審査の過程において、秘密保持については適切に実施します。

(6)設定する委員会の決定

本会は、産学協力総合研究連絡会議の審査結果に基づき、設定する委員会を決定します。

なお、決定に当たっては一定の条件を付すことがあり、この場合において、委員会が当該条件を満たすことができないと判断されたときは、本決定を取り消すこととなります。

(7)結果の開示

結果については速やかにすべての設立発起人代表に通知を行います。また、新たに設定した委員会の情報について、適切な時期に本会ホームページに掲載します。

(8)令和6(2024)年度から開始する委員会の審査等に係る日程(予定)

令和5年	8月14日	公募開始
	10月13日	公募締切
	12月上旬	結果の通知
令和6年	4月1日	設定期間の開始

8. 設定期間中の遵守事項等

(1)遵守事項

委員会は設定期間中、本事業の意義・目的を踏まえ、以下を遵守して運営していただきます。

- ① 法令、各種ガイドライン、協力会会則、本会の会計規程等

- ② 法人会員の会費年額の把握(年度途中で参加する法人会員の会費に関する連絡調整を含む)
- ③ 会員ならびに会議・研究会等の参加者等に関する情報の適切な管理
- ④ その他本会による通知

(2) 遵守事項に違反した場合の措置等

本会が、委員会の運営が遵守事項に違反していると認めた場合、本会は委員会に対し以下のとおり改善指導等を行います。

- ① 本会が違反の事実を認めた日から180日以内に、違反状態を改善するよう指導する。
- ② ①で改善されなかったと本会が認めた場合、認めた日から90日以内に、違反状態を改善するよう指導する。
- ③ ②で改善されなかったと本会が認めた場合、認めた日から90日以内に、違反状態を改善するよう指導する。
- ④ ③で改善されなかったと本会が認めた場合、設定を取り消す。

(3) 委員会活動に含まれない活動に対する対応

「7. (3) 1) 本事業における意義・目的を踏まえた委員会の運営に関する要件」のうち、「その他の要件」に示す活動などについては、委員会として設定されても本会による業務支援内容としません。仮に「委員会設定構想調書」に活動内容として記載していた場合であっても同様としますので予め御注意ください。業務支援内容に含まれない活動について不明な場合は、会議・研究会等の計画段階で事前に御相談ください。

(4) 不適切な事案に対する対応

委員会の運営において、不適切な事案が発生した場合は、本会は委員会に対して(2)と同様の措置を講じます。

(5) 業務支援システムに対する対応

委員会の運営において、本会が備える業務支援システム(産学 Web システム)を使用させていただきます。使用方法等については、設定通知後に御連絡します。

(6) 開催する会議・研究会等に関する条件

会議・研究会等は委員会単独で開催していただき、会員向けに行う会議・研究会等を対象にします。なお、会議・研究会等にかかる経費は協力会会費のみとし、会員及び会員以外から参加費等を徴収することは認めません。

(7) 活動の成果に関する報告

別途通知する指定様式を用いて、各年度の活動報告を各年度の終了後の本会が指定する期日までに、及び、設定期間に亘る活動報告を設定期間が終了する年度の本会が指

定する期日までに行っていただきます。

9. 事後評価

事後評価については、別途定める評価基準に基づき実施する予定です。

10. 問い合わせ先

《公募要領、委員会設定構想調書、審査、その他の問合せ先》

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部研究事業課産学協力係

電話：03-3263-1728

Email：sangaku@jsps.go.jp